

基本施策5 信頼される学校づくり

学校教育の中でたくましく生きる力を育む際には教職員と児童生徒との信頼関係が重要です。

教員にあっては一人ひとりが持っている力を高めるとともに、限られた時間で専門性を発揮し、授業をはじめとした学習指導、学級経営、生徒指導等をこれまで以上に創意工夫を生かして効果的に行うことができるようにするためにも、学校現場における業務の適正化を図っていくことが必要です。あわせて、複雑化・多様化する課題に対応しつつ教育の質を保証し、社会に開かれた教育課程を実現していくためにも、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を育成するなど、新しい時代の教育を担うための教員を養成するとともに、教員が一人で課題を抱えることなく、教職員や専門家等が連携して取り組むため、チームとしての学校を実現するための体制を構築することが必要です。

障害のある子どもについて、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の推進が必要です。あわせて、地域や社会との連携の推進や多様化する個々の希望を踏まえた進路指導など、適切な指導や支援を切れ目なく提供することが重要です。

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革の実現を目指し、学校指導体制・指導環境の整備を図る必要があります。特に、子どもをめぐる教育課題に学校が適切に対応していくためには、その指導・運営体制を効果的に強化するとともに、地域住民との連携、協働を含めた学校運営の改善を図ることが重要です。

また、建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開している私立学校の振興が重要です。

施策の柱10 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを

推進する

取組23 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上

取組24 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上

取組25 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進

施策の柱11 特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実す

る

取組26 特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応と交流及び共同学習の推進

取組 27 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別
支援教育の相談支援の充実

施策の柱 12 特色ある学校づくりを推進する

取組 28 家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づ
くり

取組 29 高校教育改革の推進

取組 30 私立学校の振興

基本施策5 信頼される学校づくり

(施策の柱)

施策の柱 10

教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

(現状と課題)

群馬県の教員の年齢構成は50歳代が多く、平成30年度現在51歳から60歳の各年齢で400名を超えており、今後10年間は教員の大量退職が続きます。教科及び教育活動全体に係る教員の指導力を向上するとともに、特に中堅、若手教員の資質向上等を図ることが課題となっています。

本県の不登校児童生徒数は、全国同様、高水準で推移しており、憂慮すべき状況となっています。特に小学校の不登校児童数が大きく増加し、不登校児童在籍の学校数の割合も増加しています。そうした状況の中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成29年2月に施行されました。国の基本方針の中では、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること、不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮することなどを基本的な考え方としています。

公立高校の中途退学者の状況は、全日制は減少傾向にありますが、定時制では増減を繰り返しています。平成29年度は全日制で0.7%、定時制で11.0%の生徒が中途退学しています。

多様化・複雑化した問題行動への対応や不登校・中途退学等を防ぐための取組を一層進めるとともに、スクールカウンセラーと連携し、児童生徒の心の発達段階に応じた教職員の対応力を向上すること、児童生徒の自ら正しく判断し行動できる力の育成に向けた、特別活動等の授業における工夫・改善を継続することが求められます。

また、通常の学級においても、発達に特性があり、学校生活に困難や不安を抱えている児童生徒が特別の支援を受けられるように、すべての教員が、特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解と必要な指導力を高める必要があります。

学校教育をめぐる課題が複雑・多様化する中、教員は、児童生徒の健全育成のため、学習指導や生徒指導以外にも、各種会議や研修会の資料準備、学校通信等の作成、部活動指導等、日々、多岐にわたる業務に取り組んでいます。

業務の多忙化やストレスの増加等により、心身の健康に不調をきたす教職員は毎年100人を超える状況が続いています。

また、教職員による不祥事が明るみになり、県民の学校教育に対する信頼が揺らぐ状況も生じてい

ます。

働きやすい職場環境づくりを進めること、教職員の心身の健康の保持増進に努めること、教職員としての使命感や倫理観を高め、服務規律の確保を徹底することなどが課題となっています。

（取組の方向）

- 教員の指導力や新たな課題への対応力を高めるとともに、相互に高め合う職場づくりを推進します。また、退職者の急増に備えて、ミドルリーダー等を育成します。

（主な取組）

取組 2 3 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上

- 教員の指導力の向上を図るために、平成 29 年 12 月に定めた「群馬県教員育成指標」に基づき、教職員研修を充実します。
- 若手教員の研修を体系化し、指導力の向上に取り組みます。
- 教育研修員研修を通して、群馬県の教育活動の推進者を育成します。
- ミドルリーダーの育成及び資質向上に取り組むとともに、多数の若手教員と少数の中堅教員集団をまとめていく管理職のマネジメント力を強化します。
- 目的を明確にした人事異動を積極的に推進し、学校組織を活性化させるとともに、個々の教員の指導力の向上に取り組みます。
- 人事評価制度の適正な運用を通して、個々の教員の職能成長を促します。

取組 2 4 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上

- 児童生徒の発達段階に応じた諸課題に対して適切な対応ができるように、学校全体及び個々の教職員の指導力向上に取り組みます。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが相談活動をしやすい環境整備を進めるとともに、子どもの発達段階に適切に対応することができるよう、教員の指導力を高め、学校の教育相談体制を充実します。
- すべての教員が特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別の支援を必要とする児童生

徒への適切な指導ができるよう、教員個々の専門性を高めます。

- 学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化します。

取組 2 5 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進

- 学校の組織運営体制の充実を図り、学校経営上の課題等にチームとして対応できるようにします。
- 教職員同士のコミュニケーションを図る機会を増やし、悩みや不安等を率直に話せる職場環境づくりを推進します。
- 質の高い教育活動や適正な職務遂行を確保するため、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠であるとの観点に立ち、総労働時間の短縮を推進します。
- 教職員が健康づくりに主体的に取り組むことを推進するとともに、メンタルヘルス不調等に対して組織として適切な対応を図ることで、教職員の心身の健康の保持増進を推進します。
- 教職員一人一人が教育公務員としての使命を再認識し、県民に信頼される教職員となるよう服務規律確保の徹底に向けた取組を推進します。

(参考指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)
・公立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有状況	特別支援教育の専門性向上に関する参考指標	66.8% (人数 919 名)
・県内学校における教職員の月当たりの時間外勤務の縮減	1か月当たりの時間外勤務が 80 時間以上の教職員の割合 教職員の多忙化解消に関する参考指標	小 13.5% 中 54.2% 高 16.8% 特支 1.3% 平成 30 年 4～6 月の状況について、全体の約 8%に当たる 44 校 [小 20、中 16、高 6、特支 2] を抽出して調査

基本施策5 信頼される学校づくり

(施策の柱)

施策の柱 11

特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

(現状と課題)

特別支援学校において、重複障害のある児童生徒は、平成30年度は全児童生徒数のおよそ30%となっています。また、医療的ケア(痰の吸引、経管栄養等)の対象となる児童生徒数は増加傾向にあります。

各学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画を充実させること、特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解促進支援、体制の整備及び指導の充実を進めること、特別の支援を必要とする児童生徒をより早期から支援する仕組みを整えること、障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進める取り組みを充実させること、障害のある児童生徒が、より身近な地域に通学できる体制づくりを進めること等が課題です。

小・中学校においては、発達障害等の多様な障害に応じた特別の支援を必要とする児童生徒への指導の充実が必要となっています。

文部科学省の全国調査結果(平成23年度実施)によると小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別の支援を必要とする児童生徒の割合は6.5%でした。

各特別支援学校のセンター的機能の充実等により、幼・小・中・高校の特別支援教育に関する校内体制を一層充実すること、教育以外も含めた関係機関が有する専門性や特徴を生かす連携・協力体制を一層充実すること、特別の支援を必要とする児童生徒について、より早期から支援するシステムを整えることが課題です。

(取組の方向)

- 支え合う共生社会の構築に向けて、交流及び共同学習を推進します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中・高校における特別の支援を必要とする児童生徒の教育の充実や特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化への対応を図ります。

(主な取組)

取組 2 6 特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応と交流及び共同学習の推進

- 一人ひとりの子どもに対する指導及び支援の充実に取り組みます。
- 医療的ケアの必要な児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境を整えます。
- 個別の支援計画の活用を通じて、教育、福祉、保健・医療等の各部局間の連携を図ります。
- 共生社会の構築に向け、障害のある児童生徒とない児童生徒との交流及び共同学習を組織的、計画的に進め、相互理解を促進します。
- すべての教員が特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別の支援を必要とする児童生徒への適切な指導ができるよう、教員個々の専門性を高めます。【取組 24 再掲】
- 市立特別支援学校の県立移管に向けて取り組むほか、県立特別支援学校の再編整備を計画的に進めます。

取組 2 7 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実

- 特別支援学校のセンター的機能を充実させて、保育所、幼稚園、各学校にとって相談しやすく、支援を受けやすい環境を整備します。
- 各学校等の特別支援教育に関する校内委員会の体制を充実します。
- 各学校における特別の支援を必要とする生徒への指導を充実します。特に、通級指導など高校における指導を充実します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・特別支援学校の居住地校交流の実施率	地域での積極的な交流を通じて相互の理解を深めるため	小学部 29.1% 中学部 16.3%	小学部 35% 中学部 20%	年1%程度の増加を目指して設定。
・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校からの特別支援学校または教育事務所専門相談員への相談件数	特別支援学校や教育事務所の相談機能を表す指標として選定。	新規 5,159 件 継続 9,368 件	新規 5,000 件 継続 6,000 件	相談機能向上による解決により、継続相談件数を年 500 件程度減らす一方、新規相談は現状を維持する。

基本施策5 信頼される学校づくり

(施策の柱)

施策の柱 12

特色ある学校づくりを推進する

(現状と課題)

学校・家庭・地域が連携協力しながら一体となって児童生徒の健やかな成長を支えていくため、各学校において、信頼される学校を目指した「地域に開かれた学校づくり」、地域の実情等を踏まえた「地域に根ざした学校づくり」を進めています。学校・家庭・地域が一体となった学校づくりに、学校評価・学校評議員制度、PTAとの連携等を一層生かしていくこと、開かれた学校づくりの一環として、コミュニティ・スクールの推進について検討すること(小中学校)、群馬県学校評価システムをより一層活用することなどが課題となっています。

高校への進学率は、全国、本県ともに98%に達しており、高校は、中学校卒業後にほぼすべての子どもたちが学ぶ教育機関となっています。一方、少子化の影響で平成元年3月のピークから減少を続けてきた本県の中学校卒業生数は、現在、ピーク時の55%程度となっていますが、今後も、減少傾向が続き、平成40年3月には、ピーク時の45%程度にまで減少する見込みです。中学校卒業生の急激な減少に適切に対応できるよう、高校教育の質的充実を図り、本県の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するとともに、地域と一体となって再編整備を行うことが必要です。

私立学校に在学する児童生徒などの割合は、幼稚園で約70%、高校で約25%、専修学校・各種学校で約97%となっています。建学の精神に基づく特色のある教育を展開している私立学校は、本県の学校教育に重要な役割を果たしており、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び経営の健全化を目的とした財政的支援を継続することが必要です。

(取組の方向)

- 開かれた学校づくりや各学校の特性を生かした教育を推進するとともに、建学の精神に基づく特色ある私立学校教育の振興を図ります。

(主な取組)

取組 28 家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づくり

- 学校評価や学校評議員制度等を活用して、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを推進します。
- すべての小・中学校において学校支援センターの成果を踏まえ、コミュニティ・スクール等学校・家庭・地域が一層連携・協働する学校づくりを進めるとともに、そうした学校づくりを通して地域コミュニティの形成に取り組めます。
- 地域住民の学校教育活動への協力と、児童生徒の地域活動への参加という、双方向の交流を推進します。
- 教員の生涯学習・社会教育に対する知識・理解を高め、学校・家庭・地域の連携に向けた意識改革を推進します。

取組 29 高校教育改革の推進

- 新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、高校教育の一層の充実を図るとともに、特色ある学校づくりを更に推進します。
- 今後の中学校卒業者の大幅な減少や社会の急激な変化の中で、活力ある教育活動を維持・発展させることができるよう、地域住民や学校関係者の意見も踏まえながら新たな再編整備計画を策定し、地域と一体となって高校教育改革に取り組めます。また、再編整備に併せて、男女共学化を推進します。
- 中学校卒業者の減少に伴い、全県的な視野立って、バランスの取れた学校規模の適正化に努めるとともに、高校教育改革の推進に係る課題については、随時検討を行って迅速に対応します。

取組 30 私立学校の振興

- 私立学校における教育条件の維持向上や保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性が高まるよう、引き続き私学助成の充実に努めます。
- 国の私立高等学校授業料の実質無償化の検討状況を踏まえつつ、保護者の教育費負担の軽減に努めます。
- 私立学校と公立学校が連携した全県的な取組を様々な分野で推進します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・年間の学習計画に地域の教育力を生かした学習を位置付けている小・中学校の割合	新学習指導要領において、教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを示していることから。	91.9% (H30)	100%	学校の教育課程を新学習指導要領に合わせて再構築するためには家庭・地域との連携は必要不可欠であることから。

基本施策 6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所ともなることから、その安全性を確保することは極めて重要です。県立学校施設の耐震化はおおむね完了した一方で、老朽化が深刻な状況にあり、安全面・機能面の両面における計画的な対応として、学校施設の長寿命化が必要です。

情報活用能力の育成や、ICTを活用した効果的な授業の実現及び教職員の業務負担軽減など、授業・学習面と校務面の両面でICTの積極的な活用を推進するとともに、情報セキュリティの確保を前提としつつ、必要なICT環境整備を確実に進めていくことが必要です。

人口減少社会においては、一人ひとりが豊かな生活を送り、また、公平公正で活力ある社会を実現する上で、障害の有無や、日本語指導の必要性、不登校や高校中退など、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供が必要です。

また、外国人児童生徒など、日本語指導が必要な子どもについても、国内の学校生活に適應できるような指導を行う必要があります。さらに、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱える子どもや、不登校や高校中途退学等の背景を持つ者など、多様なニーズのある者に対して、そのニーズを早期に発見し、年齢階層で途切れることなく、関係機関・団体が連携して継続的に対応することが重要です。

また、児童生徒等が安全で安心な環境下で学ぶためには、施設面の整備に加えて、自らの安全を守るための能力を育成する安全教育や、安全管理、家庭・地域と連携・協働した学校安全の推進が必要です。その際、大規模な自然災害や、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等、近年の安全上の課題に応じた対策の推進が必要です。

施策の柱 13 安全・安心な教育環境を確保する

取組 31 学校施設の長寿命化の推進

取組 32 ICT環境の整備と情報セキュリティの確保

取組 33 就（修）学、多様な教育機会確保のための一層の支援
と外国人児童生徒の教育の充実

施策の柱 14 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の

確保を地域ぐるみで推進する

取組 34 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進

取組 35 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充
実

基本施策6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

(施策の柱)

施策の柱 13

安全・安心な教育環境を確保する

(現状と課題)

(施設・設備整備)

県立学校では、老朽化の進行が顕著となる築後30年を経過した施設が、全体の約67%(平成29年9月1日現在)を占めており、児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するために、学校施設の法定点検を実施するとともに老朽化対策工事を実施しています。

また、省エネルギー化、防災機能強化、バリアフリー化、学習内容・学習形態の多様化、ICT化といった社会的な要請に対応する必要があります。教育の情報化に伴うICT環境の整備は、情報セキュリティの確保と並行して進める必要があります。教員及び児童生徒が、学校において、安心してICTを活用できるようにするためには、十分な情報セキュリティ対策を講じなければなりません。

(子供の貧困など社会経済的な課題)

平成28年度に実施した「子どもの生活実態調査」から、子供の貧困は「経済的困窮」にとどまらず、大人の余裕のなさや経験不足から「親子の関わり」が乏しくなり、基本的な生活習慣の乱れとそれに伴う学力の遅れに影響を与えているという状況が見られました。また、支援を必要とする親子や家庭に支援や情報が届かない「親の孤立」といった問題も見えたところです。

県では、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費に充てる奨学のための給付金を支給しています。さらに、経済的理由により修学が困難な高校生に、無利子で奨学金を貸与しています。生徒や保護者が制度を正しく理解し、支援を必要とする人が漏れなく制度を活用できるよう制度の内容や申請手続の周知を継続して行っていくことが必要です。

(問題を抱える家庭等への支援)

いじめ、不登校、問題行動等の要因・背景は多様化してきています。それらの対応においては、福祉や医療行政等と連携して、保護者を支援する場合や、児童生徒の非行への対応や生活習慣、教育環境の改善のために支援する場合、保護者が子育てに対する自信を失っていたり、就労等の事情で子育てに関わる余裕がなく、支援を必要としている場合などがあります。また、保護者自身に、問題を

抱える子供への支援に関する情報がなく、対応が遅れている場合もあります。そのため、学校と福祉との連携を充実させることが喫緊の課題と言えます。

（外国人児童生徒の状況）

本県の外国人児童生徒数は、東日本大震災後に一度減少したものの、一定の割合を維持しています。定住化の傾向も見られ、高校生の割合が大きくなっています。伊勢崎市、太田市、大泉町が主な集住地域ですが、最近では3市町以外における割合も増えており、広範囲にわたっています。また、ブラジルやペルー等からの日系人児童生徒だけでなく、東南アジアからの児童生徒等、多国籍化しています。

（高校中退者等の状況）

高校を中退したり進路未決定のまま中学校を卒業した者は、学校を離れることでそれまで学校から得られていた学習や就労等に関する支援情報が得にくくなっています。

（不登校児童生徒等に対する多様な教育機会等の確保）

不登校児童生徒等に対する教育の機会の確保等、就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を受けていない者に対する支援についても課題があります。

近年、若年者の自殺者数の横ばい状態が続く中で、困難やストレスに直面した児童生徒が、誰にどうやって助けを求めればよいかについて具体的かつ実践的な方法を学ぶSOSの出し方教育を推進し、全ての児童生徒が安心した教育環境の下、それぞれの夢の実現に向かった学校生活が実現されなければなりません。

（取組の方向）

- 県立学校の校舎等の安全対策・長寿命化を計画的に推進します。
- 学校で学ぶ意欲のある児童生徒が経済的理由により就（修）学が困難とならないための支援等を一層充実させるとともに、外国人児童生徒等への教育の充実を図ります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携等による「不登校を出さない学校づくり」を進めるとともに、不登校児童生徒等に対する多様な教育機会の確保対策等に配慮した「不登校の改善に向けた組織づくり」も推進します。
- 高校中退者等に対し、社会とのつながりが保てるよう、学校教育からの切れ目のない支援を行います。

(主な取組)

取組 3 1 学校施設の長寿命化の推進

- 県立学校施設の法定点検、日常点検等を実施し、施設の状態を把握します。
- 劣化の進行が顕著な県立学校施設のうち、学校運営上重要度が高い棟から順次長寿命化を実施し、安全対策を推進します。
- 併せて、学校運営に適した県立学校施設の機能集約や児童生徒数の減少に伴う施設のスリム化及び省エネルギー化等の機能改善を進めます。

取組 3 2 ICT環境の整備と情報セキュリティの確保

- 学校における教育の質を高め、生徒が適切な教育環境の下で学習に取り組むことができるよう、国から示された整備方針を踏まえて、ICT環境(コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境)の整備を推進します。
- 群馬県教育情報セキュリティポリシーを策定するとともに、これに基づく安全性の高い情報ネットワークシステムの構築と校務支援システムの普及促進、教職員のセキュリティ意識の向上及び組織的な管理体制づくりを推進します。

取組 3 3 就(修)学、多様な教育機会確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実

- 高等学校等就学支援金及び奨学のための給付金について適切に支給・給付します。
- 学校の教育相談体制の充実、自立支援アドバイザーの積極的な活用等を通じた適応指導教室の充実、民間団体等の運営する不登校支援施設等との連携を進めます。
- 外国人児童生徒の教育を保護者との共通理解を図りながら推進できるよう、外国人保護者の日本の教育に対する理解を深めます。
- 集住地域で確立された指導方法を基に、県内全域における外国人児童生徒の教育の充実に取り組みます。
- 子供の貧困対策について、県や市町村等の福祉部門と連携し、支援体制を強化します。
- 高校中退者等が、本人の希望する再学習や就労を実現できるように、国や県及び市町村の関係機関や民間支援団体と連携し支援します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・県立学校施設の長寿命化を図るため大規模改修工事を実施した棟数	・県立学校施設に係る教育環境の質的改善、ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を図るため。	3棟	45棟	一定規模(1,000㎡)以上の重要度が高い管理棟・教室棟・体育館を対象に計画的に大規模改修を進める。 (9棟/年×5年)
・日本語指導が必要な児童生徒に対して、指導についての計画を個別に作成するなどの取組を行っている学校の割合	・新小学校学習指導要領において、「教師間の連携に努め、指導について計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めることとする(第1章第4の2の(2)のイ)」と示された。	小 52.9% 中 55.2%	小 70% 中 70%	個々の児童生徒に応じて学校全体で組織的・計画的な指導を推進するため、H29年度値から年3%増加を目指す。

(参考指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)
・スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置状況	教育と福祉が連携した支援体制の参考指標とする。	巡回型SSWと派遣型SSWにより全県をカバー 巡回型SSW: 指定中学校区を定期的に巡回(H30:36中学校) 派遣型SSW: 全県の学校からの要請に応じて派遣。

基本施策6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

(施策の柱)

施策の柱 14

災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保 を地域ぐるみで推進する

(現状と課題)

起こりうる自然災害は地域により様々であり、児童生徒等の発達段階によってもその対応は異なります。各学校において、地域や児童生徒等の実情に応じた防災管理や、児童生徒等が主体的に行動できる防災教育の実践等、学校防災に対する意識を継続して高める必要があります。

通学路における事件、事故から児童生徒等の安全を確保することは学校関係者に課せられた最重要の使命です。本県では、交通事故全体の発生件数が減少傾向にある中、児童生徒に関する事故は引き続き多い状況にあり、特に自転車事故については、総数に占める高校生の割合が全国で最も高い状況にあります。また、平成29年度の本県における子どもに対する声かけ等の不審者認知件数は666件でした。ここ5年間は600から800件台で推移しています。

これらの状況から、学校内はもとより通学路や地域における児童生徒の安全を確保すること、児童生徒の危機回避能力を育成することなどが課題となっています。

(取組の方向)

- 児童生徒が主体的に災害や事件、事故から身を守るための力を育む安全教育を充実させ、地域ぐるみで推進します。

(主な取組)

取組 3 4 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進

- 児童生徒が日常生活においても状況を適切に判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を身に付けさせます。
- 家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を育成します。
- 組織的に防災教育を推進するため、教職員の共通理解及び安全に関する資質向上に取り組みます。

取組 3 5 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実

- 学校施設内への不審者の侵入・盗難等の防止に必要な対策を実施します。
- 児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全指導を一体的に推進します。
- 自ら交通マナーを実践し、交通ルールを遵守する意識や態度を育成する交通安全教育を推進します。
- 交通安全だけでなく、犯罪被害防止、有害環境(有害図書等)対策の観点からも、関係機関等(市町村教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等)と登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力するなど、組織的な活動を推進します。
- 組織的な安全教育を推進するため、職員の共通理解及び安全に関する資質向上を目的とした職員研修の実施を推進します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・児童生徒等の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や会議を開催している学校	地域ごとの課題解決を図るため、協力体制整備を進める	87.1% (H28)	100%	地域によって課題が異なるため、それぞれの地域、学校にあった協力体制が必要である。
・避難訓練の実施に際して、「自分自身が主体的に行動する態度」の重要性について指導した学校の割合	児童生徒が自ら状況を判断し、最善を尽くす自助を身に付けさせる	97.3% (H28)	100%	避難訓練は消防法で実施が義務づけられているため、より実践的な取組を進める。

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・児童生徒を対象とした防犯教室を実施している小・中学校の割合	不審者の侵入・盗難等の防止に必要な対策を実施する	91.9% (H28)	100%	児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全指導を進める
・児童生徒等の自転車事故発生人数	自ら交通マナーを実施し、交通ルールを遵守する意識や態度を育成する交通安全教育を推進する	1,371人	1,000人以下	群馬県交通安全教育アクション・プログラムにおいてH26を基準とし、H32までに中学生20%、高校生30%削減とすることで、H29の事故数から全体で30%削減を目標とする

基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

近年、幼児期の教育がその後の学力及び運動能力に与える影響や、大人になってからの生活への影響に関する研究が進展しており、保育所や認定こども園、幼稚園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

一方、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、保護者が第一義的責任を有するものです。しかし、近年、家庭環境の多様化や地域における人間関係の希薄化などにより、家庭の教育力の低下が指摘されており、地域全体で家庭教育を支えていくことが求められています。

また、地域コミュニティの弱体化も指摘されており、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域の将来の担い手である子どもたちの学びや成長を地域全体で支えるなど、学校を核とした地域づくりを積極的に推進していくことが重要です。

群馬県では、全ての保護者への家庭教育に関する学習機会の提供と、地域における関係団体の連携促進を通して、家庭の教育力の向上を目指します。また、学校と地域の連携・協働により、地域全体で子どもたちを育てていくための仕組みづくりを進め、地域の活性化につなげていきます。

施策の柱 15 幼児期の教育の充実を図る

取組 36 質の高い幼児期の教育の推進

施策の柱 16 家庭教育支援を推進する

取組 37 市町村や民間団体等との連携・協働による家庭教育支援の推進

施策の柱 17 学校と地域の連携・協働を推進する

取組 38 学校・地域の連携・協働による地域の活性化

基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

(施策の柱)

施策の柱 15

幼児期の教育の充実を図る

(現状と課題)

本県では、3歳児の約85%、4・5歳児の約95%が幼稚園や保育所に通っており、「ぐんま幼児教育プラン」の下、幼児期の教育の充実に向けて取組を進めてきました。

平成27年度4月から、子どもの健やかな成長を支援していくため、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的に掲げた子ども・子育て支援新制度が施行されました。そして、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改訂（改定）において、教育・保育の内容に関する整合性の確保が図られました。また、幼児期の教育で培った「資質・能力」を子どもたちが小学校教育の場で思い切りのびのびと発揮できるように、保育所、認定こども園、幼稚園（以下幼児教育施設と表す）における教育と小学校における教育との円滑な接続を図るよう努めることが求められています。

今後、どの幼児教育施設においても同等の質の高い教育・保育が提供されるように、保育者の資質向上のための質の高い研修を引き続き実施すること、幼児教育施設と小学校の連携・接続を推進することが課題として挙げられます。

(取組の方向)

- 質の高い研修を提供し幼児教育施設における教育の充実を図ります。

(主な取組)

取組 3 6 質の高い幼児期の教育の推進

- 幼児教育施設で質の高い教育が可能となるように、「ぐんま幼児教育プラン（仮称：H31.3 改訂）」の活用を推進するとともに、保育者の資質向上のための参加しやすく質の高い研修を実施します。
- 幼児教育施設のニーズに応じた研修が実施できるように、各幼児教育施設の研修の支援を行います。
- 子どもの学びの連続性を保障するための幼児教育施設と小学校との連携・接続を推進します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)	目標値の根拠
・小学校教育との円滑な接続を図るために、保育者と小学校教員が連携を図っている保育所、認定こども園、幼稚園の割合	・子どもの発達と学びの連続性を確保するために、小学校教育との円滑な接続を図る必要があるため。	65%	80%	各研修等で、小学校教育との円滑な接続のための具体的な手立てを示し、15%の増加を目標とする。

基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

(施策の柱)

施策の柱 16

家庭教育支援を推進する

(現状と課題)

近年、家族の形態の多様化や地域社会のつながりの希薄化等により、本来生活の中で体験を通して学んでいた事柄が身につけていない親や、地域住民と交流の少ない孤立化した親が少なくない現状があり、家庭の教育力の低下が全国的な課題となっています。

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが必要です。

群馬県では、「ぐんまの家庭教育応援条例」を平成27年度に制定し、各家庭が家庭教育の意義を改めて認識するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他関係者が連携・協働して家庭教育を支えていくため、様々な施策に取り組んでいます。

課題として、全ての保護者に家庭教育について関心をもってもらうことと、地域や社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めていくことがあげられます。

(取組の方向)

- 社会全体で家庭教育を支援する機運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

(主な取組)

取組 3 7 市町村や民間団体等との連携・協働による家庭教育支援の推進

- 家庭の教育力の向上のため、保護者の学習の機会を提供します。
- 家庭教育支援に関わる団体の連携促進を図り、社会全体で家庭教育支援を行う体制を整備します。
- 地域における家庭教育支援の充実のため、家庭教育を支援する人材の養成に取り組みます。
- どの市町村に居住する保護者も、必要な子育て支援が受けられるように市町村の取組を支援します。
- 子育てへの不安の解消や様々な障害等への早期対応、相談内容の多様化への対応の視点から、保護者が教育関係機関だけでなく、医療や福祉関係機関ともつながりがもてるよう、相談体制の充実や各関係機関との一層の連携、各相談窓口の特徴等の広報を推進します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)	目標値 の根拠
・親への学びの場を提供している団体数	地域に根ざした家庭教育支援が実施されている指標である。	64 団体	103 団体	年間 10% 増加×5 年間

基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

(施策の柱)

施策の柱 17

学校と地域の連携・協働を推進する

(現状と課題)

今日、学校教育が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校のみならず社会総掛かりで対応することが必要となっています。一方で、住民同士のつながりの希薄化等により、地域における教育力が低下しており、その充実が必要であることが指摘されています。

子どもの成長を軸として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につなげていくことが求められています。

群馬県では、平成19年度末には県内のすべての市町村立小・中・特別支援学校に学校支援センターが設置され、地域人材等による充実した学校支援活動が行われています。また、県内各地域において、児童・生徒の放課後や休日の居場所づくりや学習支援のための活動、公民館による子どもを対象とした講座、自治会や子ども育成会等による行事など、地域において子どものための様々な活動が行われています。

しかし、これらの活動それぞれが単独で行われており、理念や目標を共有する体制が整備されていない点が課題となっています。

(取組の方向)

- 学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域の将来を担う人材を育成するとともに、地域の活性化を図ります。

(主な取組)

取組 3 8 学校・地域の連携・協働による地域の活性化

- 学校支援活動、放課後子ども教室、公民館における事業等、地域で行われる子どものための様々な活動を通して、子どもたちの地域への愛着を形成するとともに、地域住民のつながりを深め、地域の活性化に取り組みます。
- 個々の活動に携わる人たちが互いに情報を共有するとともに、目標や方向性について意見を出し合うなど、地域全体で子どもたちを育てていくための仕組みづくりを進めます。
- 学校と地域の連絡調整や、地域で行われている各種活動のコーディネートを行う地域学校協働活動推進員の設置について、市町村や学校へはたらきかけるとともに、その役割を担う人材の育成に取り組みます。
- 専門高校等において、地域の活性化や課題解決に関わる実践的・体験的な学習活動を充実します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の 根拠
地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動が行われている小・中学校の割合	学校を核とした地域づくりを推進するために、学校と地域の連携・協働による活動を充実させる必要があるため。	63.7%	90%	現状値に対して、年8%の増加を目標とする。

基本施策 8 生涯学習社会の構築

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測されています。「人生100年時代」においては、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められます。

若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境などの動機づけが重要です。

また、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ機会を充実する必要があります。

一方、少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、今後の社会教育には、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、全ての住民が地域社会の構成員として社会参加できるような環境づくり、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待されています。

群馬県では、様々な機関と連携し、「まなびねっとぐんま」による学習情報のインターネット発信や「ぐんま県民カレッジ」などによる学習機会の充実、県立図書館を中核とした読書活動の充実、学習活動の拠点となる社会教育施設等の有効活用などを通して、県民の生涯にわたる多様な学びを支援します。また、人権教育や青少年教育など各分野において地域の学びを支える人材を育成し、その成果を発揮できるよう努めるとともに、青少年の健全育成を目指します。

施策の柱 18 生涯にわたる多様な学びを推進する

取組 39 多様な課題に対応した学習機会の充実

取組 40 社会教育施設の有効活用

取組 41 読書活動の充実と県立図書館の機能強化

施策の柱 19 社会教育を推進する

取組 42 地域の学びを支える人材づくり

取組 43 青少年教育の推進

基本施策8 生涯学習社会の構築

(施策の柱)

施策の柱 18

生涯にわたる多様な学びを推進する

(現状と課題)

「人生100年時代」の到来に向け、高齢者を含むすべての人々が健康で、生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現がますます重要となっています。

このような中、県民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送れるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

更に、近年は、生涯の様々なステージにおいて必要となる能力を着実に身に付ける「学び直し」へのニーズが高まっています。

これらに対応するためには、県民ニーズの多様化・高度化や社会の変化に対応した学習機会を提供すること、学習した成果が社会で適切に評価され、地域活動等で活用されていく環境を整えることが課題です。

また、県民が生涯にわたって学習するための拠点として社会教育施設等の活用にも努める必要があります。

生涯学習の機会とは、教育だけでなく、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など様々な分野に及ぶことから、学習支援の取組は、関係各部署、市町村、学校、関係団体、民間企業等と連携しながら進めていく必要があります。

一方、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要となっています。

近年、インターネットやスマートフォンの普及、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等情報通信手段の多様化により、読書環境が大きく変化し、読書離れや読解力の低下が懸念されています。

このような中、県立図書館については、市町村立図書館等の支援等、県民に身近な読書環境を整備すること、県民が行う高度・専門的な調査、研究のための調査相談体制の充実を図ることが課題となっています。

学校図書館については、公立図書館との連携をさらに強化していくこと、教育活動において学校図書館を積極的、計画的に利用することが課題となっています。

(取組の方向)

- 各部局、市町村、学校、関係団体、民間企業等と連携し、学習機会の充実、社会教育施設の有効活用、読書活動の充実などを通して県民の生涯にわたる多様な学びを支援します。

(主な取組)

取組 39 多様な課題に対応した学習機会の充実

- 地域の課題解決に向けた「課題解決支援講座」など、社会情勢の変化に即した多様な学習機会を提供します。
- 県内各地で開催される講座や講師人材のデータベースなど、県民ニーズに対応した学習情報を提供します。
- 効果的な講座の開催や学習情報の提供を行うため、公民館や高校、大学など関係機関との連携を推進します。
- 県民の学習成果を地域で生かすことができるよう、自主企画講座の開催に関する情報発信や、講師情報の市町村への提供等を支援します。
- 市町村や社会教育団体等と連携し、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ機会を充実します。

取組 40 社会教育施設の有効活用

- 社会情勢の変化に即し、生涯学習の拠点として多くの県民に活用されるよう適切な施設運営に取り組めます。
- 多様な県民ニーズに対応できるよう、施設職員の資質の向上に取り組むとともに、施設・設備の計画的な更新及び修繕に取り組めます。
- ぐんま天文台では、大型望遠鏡による天体観察などの本物体験の提供と、きめ細やかな教育普及活動を通して、天文・自然科学への興味・関心を高め、天文学のすそ野拡大を推進します。
- ぐんま昆虫の森では、身近な昆虫との触れ合いや自然体験を重視したプログラムの提供を通して、生き物相互のかかわり合いや、生命の大切さ、自然環境に対する理解を深めていただけるよう取り組めます。
- 近代美術館では、日本と西洋の近・現代美術を中心に幅広い美術品の収蔵・展示、優れた美術の鑑賞機会を提供する企画展の開催や、教育普及活動の充実などに取り組めます。
- 館林美術館では、「自然と人間」をテーマに作品を収集・展示するとともに、学校教育との連携、幅広い年代層に向けた講演会やワークショップなどの教育普及事業などに取り組めます。
- 歴史博物館では、東国文化の中心であった群馬の特色をアピールするとともに、展示室でのタイムリーなトピック展示や企画展の開催、小中学校の歴史教育での利用促進を行います。

- 自然史博物館では、地球の誕生から現在まで約46億年の生命進化の歴史や本県の豊かな自然をジオラマ等で紹介するとともに、観察会など各種教育普及事業等に取り組みます。
- 土屋文明記念文学館では、本県ゆかりの文学資料の収集・研究、魅力ある企画展や文学講座の開催、学校と連携して短歌を中心とする文学に関する教育普及活動などに取り組みます。

取組 4 1 読書活動の充実と県立図書館の機能強化

- すべての県民の読書活動を支援するための環境整備を推進します。
- 子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、学校、家庭、地域で連携した取組を進めます。
- 県民にとって身近な市町村立図書館(室)の充実を図るため、図書館ネットワークの中核館として県立図書館による支援を実施します。
- 県立図書館における県民の課題解決につながる高度な専門的情報サービス(レファレンスサービス)を提供する機能を充実します。
- 身近な読書環境の一つとして、県立高校における学校図書館の一般開放を行います。
- 司書教諭や学校図書館職員の専門性を高め、児童生徒が興味・関心をもって積極的に利用するような学校図書館づくりを推進します。
- 学校図書館の「学習情報センター」「読書センター」としての機能の一層の充実を図り、各教科・科目等における学校図書館を利用した指導や、日常生活における読書活動を推進します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の 根拠
・「まなびねっとぐんま」ドメイントップページのアクセス件数(件)	多様な学習機会の情報提供指標として選定	58,798 件	73,800 件	毎年2,500件の増加を目標として設定
・昆虫の森、天文台の入場者数(2所の合計)	自然体験活動への参加促進を図るため、事業の質的向上に努める。	145,110 人 (H27～H29の 平均値)	148,000 人	現状値に対して、年2%の入場者数増加を目標とする。
・県立図書館におけるレファレンスサービス件数(事柄や事実調査、文献調査等の専門的情報提供サービスの件数。利用相談(書架案内や所蔵調査)は除く。)(件)	県内公立図書館の中核館として、高度なレファレンスサービスの機能を充実させていく必要がある。	6,867 件	7,700 件	現状値に対して、年2%の増加を目標とする。

(施策の柱)

施策の柱 19

社会教育を推進する

(現状と課題)

社会教育は、学校教育以外で「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義され、生活課題や地域課題について地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、地域づくりや地域の教育力の向上をめざすものです。

社会教育の推進には、地域住民が自主的・自発的に行う学習活動を奨励、援助するなど、地域の学びを支える取組が必要です。特に、社会教育主事、公民館主事、社会教育委員など、地域の学びを支える多様な人材の存在が重要です。一方、社会教育に関係する多様な団体と県が、より幅広く緊密に連携すること、教育委員会以外の各部局が行っている社会教育に関する施策との連携を図ることが課題となっています。

青少年を対象とした社会教育においては、日常生活の中で体験活動が減少しています。青少年が世代を超えて多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、地域において多様な体験活動及び情報提供の充実に努め、青少年を含む地域住民の参加の促進を図ることが課題となっています。

また、社会情勢の変化や価値観の多様化や少子化に伴い、いじめ、不登校・引きこもり・ニートなど青少年が抱える課題も変化しています。それらに対応するためには、個に応じた対応が可能な社会体験や再学習の機会が必要です。

(取組の方向)

- 地域の学びを支える人材を育成し、その成果を発揮できるよう努めるとともに、青少年の健全育成を目指します。

(主な取組)

取組 4 2 地域の学びを支える人材づくり

- 人権教育や青少年教育等、各分野における指導者の育成を進めます。
- 育成した指導者が、公民館や学校等地域で活躍できるよう、市町村等に働きかけます。
- 社会教育主事、社会教育委員、市町村担当職員等、社会教育の中核となる人材の資質能力を向上させます。
- 福祉などの社会教育に関係深い部局との連携や市町村における社会教育の振興を図るとともに、各社会教育関係団体の育成及び団体間の連携を進めます。

取組 4 3 青少年教育の推進

- 自然体験や各種体験活動を通じて、青少年の豊かな人間性や社会性を育みます。
- 親子や異年齢・異世代での体験活動・集団活動を通じて、家庭や地域の教育力の向上を目指します。
- 青少年のボランティアを養成するとともにボランティア活動の場を提供します。
- 不登校、非行、ひきこもり等、様々な悩みを抱える青少年及びそれらの保護者等を対象に、相談活動や体験活動をとおして自立・再学習支援事業を行うほか、青少年の意欲を高め、自立を促す活動プログラムを効果的に実施します。
- 青少年関係団体の活動の活性化を通じた青少年健全育成を目指し、県内全域で活動する青少年団体との連携や団体への支援を行います。
- 中・高校生が将来の家族形成を含めた人生設計を考えるため、自らのライフデザインを考える機会の創出に取り組めます。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の 根拠
・「青少年ボランティア養成事業」に係る事業への参加者数（県立青少年自然の家3施設+青少年会館の合計）	青少年の社会性、規範意識を育むため、ボランティア養成事業を充実させていく必要がある。	584人	650人	参加者数は、この3年間減少傾向にあるが、回復を図りたい。

第5 各施策を効果的に推進するための群馬県教育委員会の取組

(1) 群馬県教育委員会の活動の活性化

法律に定められた教育委員会としての責務をしっかりと果たすとともに、総合教育会議をはじめとする知事等との意見交換や、地区別教育行政懇談会、学校訪問等の調査活動を積極的に行い、引き続き教育委員会の活動の活性化に取り組みます。

また、教育行政体制の確立に努め、教育現場の課題に迅速かつ的確に対応していきます。

(2) 広報・広聴の実施

教育施策の実施状況や教育に関する情報について、Web ページや広報紙、報道機関を通じて、適時適切に県民にお知らせします。

また、教育施策に関する県民等からの照会や相談に的確に対応します。

(3) 教育行政の総合的・計画的な推進

本基本計画を実行性あるものとするため、教職員をはじめ、関係機関・団体等に対する周知を徹底します。

また、法律に基づき教育委員会が自ら毎年度実施する点検・評価を本基本計画に沿って行い、その結果を次年度以降の取組に反映させて改善していくことにより、教育行政の総合的・計画的な推進を図ります。

第6 指標一覧

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
基本施策1 時代を切り拓く力の育成				
柱① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する				
(義務) ・小・中学校におけるキャリア教育年間指導計画の作成状況	キャリア教育全体計画を基にした年間指導計画の作成を通して、発達段階に応じたキャリア教育の教科等横断的な充実を図るため	小 47.6% 中 69.3%	小 100% 中 100%	すべての学校で計画的にキャリア教育に取り組むことができるようにする。
(高校) ・公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	インターンシップの推進を通してキャリア教育の充実を図るため(国立教育政策研究所「インターンシップ実施状況等調査」)	37.9%	60%	平成29年度は前年度比で4.7%増加しているため、現行の目標値に対し、10%の増加を目標とする。
(特支) ・特別支援学校高等部卒業生の一般就労率	社会的自立に繋がる一般就労を推進するため(文部科学省「学校基本調査」)	平成30年 12月公表 (H29)	40%	全国最上位の水準を目標に設定
・就労支援員が就業体験先として確保した企業数	多様な就業体験先を確保することで適切なマッチングを図るため	463件	500件	一般就労する3年生1人当たりが5社程度から体験先を選択できるようにする
柱② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する				
・中学校の歴史的分野の授業において、東国文化副読本を活用した学校の割合	副読本を活用し、郷土学習の充実を図るため	80.5%	100%	すべての学校現場で活用を図ることを、目指して目標を設定
・尾瀬や芳ヶ平湿地群等、身近な地域の資源を活用した自然環境学習の実施率	尾瀬や芳ヶ平湿地群をはじめ、身近な地域の資源を活用した自然環境学習を実施している学校の割合	H30年度中に実態調査を行い、その結果に基づき設定する。	H30年度中に実態調査を行い、その結果に基づき設定する。	すべての学校で自然環境に係る学習の実施を目指して目標を設定する。
柱③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する				
・公立中学校における英語力がCEFRのA1レベル相当以上の3年生の割合	文部科学省実施の英語教育実施状況調査における英検3級以上(CEFRのA1レベル以上)の数値。	43.3%	50.0%	国がこれまで目指していた英検3級相当以上の生徒の割合であり、平成29年度末時点で未達成の割合でもある。
・公立高校における英語力がCEFRのA2レベル相当以上の3年生の割合 ※同上欄。A2レベルは英検準2級程度以上に相当する。	文部科学省実施の英語教育実施状況調査における英検準2級以上(CEFRのA2レベル以上)の数値。	20.6%	30.0%	H26年度からの5年間で約6%伸びているため、5年間で10%の増加を目標とする。
基本施策2 確かな学力の育成				
柱④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める				
・毎朝、同じくらいの時刻に起きている小・中学生の割合	家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。	小6 90.1% 中3 91.0% (H30)	小6 100% 中3 100%	文部科学省は「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進し、子どもの健やかな成長のための指針としている。
・公立高校における中途退学率	しっかりとした学習習慣・生活習慣を確立させ、中途退学を未然に防止する。	全日制 0.7% 定時制 11.0%	全日制 0.5% 定時制 9.0%	中途退学の理由のうち、「学校生活・学業不適應」によるものを半減させることを目標として設定
・家庭等での学習時間が1日当たり平均1時間以上の小・中学生の割合	家庭学習への取り組み状況は、自ら学びに向かう学習習慣を客観的に把握する指標となると考えられるため	小 69.7% (H30) 中 73.3% (H30)	75% 80%	年1%程度の増加を目指すため
・主体的・対話的で深い学びの視点に立った(はばたく群馬の指導プランに基づく)授業改善を実施している小中学校数	義務教育課が実施する教育課程調査における主体的・対話的で深い学びの視点に立った(はばたく群馬の指導プランに基づく)授業改善を実施している教員の割合が70%以上となっている学校数	H30年度中に実態調査を行い、その結果に基づき設定する。	全校 小 306校 中 160校	新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を通じた学力向上に、すべての学校が取り組むことを目標として設定

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している県立高校数	高校教育課実施の「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の実施状況調査」における「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している教員の割合」が70%以上となっている学校数	47校/62校中	全校	現状値を踏まえつつ、新学習指導要領に明記されたことから、全ての学校での実施を目標とする。
柱⑤ 探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する				
・理科室で観察や実験をする授業を1クラス当たり週1回以上行った小・中学校の割合	理科室で観察・実験をする割合を高めることで、ものづくりの活動が充実し、学習内容と日常生活や科学技術との関連が図られるようになると考えられるため。	小6 89.3% (H28) 中3 89.6% (H28)	100% 100%	全ての学校で観察や実験を通して、実感を伴った学習を行うため。
・授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の割合	児童生徒の情報活用能力を育成するためには、ICTを使った学習活動に繰り返し取り組むことが効果的であり、授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の育成に努める必要があるため。	74.7% (H29.3月)	100%	全ての教員が指導できる体制を目指して設定。
・インターネット利用時に守るべきルールやマナーを身に付けている小・中学生の割合	守るべきルールやマナーを身に付けることで、トラブルや犯罪被害等を防止し、適切にインターネットの活用ができるようにするため。	小 95.4% 中 96.6%	100%	全ての児童生徒がインターネットを適切に活用することを目標として設定
基本施策3 豊かな人間性の育成				
柱⑥ 自他を大切にする心や自己肯定感を育み、規範意識を高める				
・教職員の人権意識を高めるための研修を実施した学校の割合	児童生徒を指導する際には、教職員の高い人権意識が不可欠であるため。	小 69% 中 75%	100% 100%	すべての学校における研修実施を目指して目標を設定
・「児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した学校の割合(全国学力・学習状況調査学校質問紙調査「当てはまる」と回答した学校の割合)	言われたからやるのではなく、自ら考え、行動する力を身に付けることが大切なため。	小 88.8% 中 85.1%	100% 100%	すべての学校で、同回答が得られることを目指して目標値を設定
・母校の小学校におけるボランティア活動に参加している高校生の人数	ボランティア活動への参加体験を促進するため、第2期計画から継続して設定し、参加人数を維持する。	241人	280人	概ね70校から4人程度の生徒が参加することを目標として設定
柱⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する				
いじめ問題に関する校内研修会を実施した学校の割合	いじめ問題に対する教員一人一人の意識の差をなくすため。	小 53% 中 55% 高 62% 特 38%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	法に基づいたいじめの対応について理解を図るため。
・児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合	児童・生徒の自主的ないじめ防止活動の充実を図るため。	小 95% 中 96%	小 100% 中 100%	オール群馬のいじめ防止活動をすべての学校で推進させるため。
基本施策4 健やかな体の育成				
柱⑧ 児童生徒の体力向上を図る				
・全国実施している新体力テストの自校の結果から明らかになった課題を解決するために、学校全体で具体的な方策を講じている小・中学校の割合	各学校における組織的かつ効果的な体力向上にかかる取組の実施を目指す。	小 91.5% 中 76.1%	小 100% 中 100%	全ての小・中学校において学校全体で具体的な方策を講じるよう目標値を設定。
指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠

・運動部活動における外部指導者の活用状況	運動部活動において専門的な知識や技能を有する外部指導者の効果的な活用を目指す。	中 78.5% (512名) 高 65.7% (104名)	中 80.0% (600名) 高 75.0% (150名)	外部指導者を効果的に活用するよう目標値を設定。
柱⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する				
・朝食を全く食べない小・中学生の割合	家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。	小6 1.2% 中3 2.1% (H30)	小6 0% 中3 0%	第3次食育推進基本計画の目標で「朝食を欠食する子供の割合を0%にする」としている。
・公立学校における心臓検診の二次検診の受診率	心臓疾患は突然死のおそれがあるため、未受診の解消を目指す。	小 94.93% 中 90.75% 高 88.00%	全校種 100%	第2期基本計画の目標値を引き継ぐ。
・公立学校における腎臓検診の二次検診の受診率	腎臓疾患は将来の重症化に結びつくおそれがあるため、未受診の解消を目指す。	小 82.86% 中 73.72% 高 62.36%	全校種 100%	第2期基本計画の目標値を引き継ぐ。

基本施策5 信頼される学校づくり
柱⑩ 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

(参考指標)		
指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)
・公立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有状況	特別支援教育の専門性向上に関する参考指標	66.8% (人数 919名)
・県内学校における教職員の月当たりの時間外勤務の縮減	1か月当たりの時間外勤務が80時間以上の教職員の割合 教職員の多忙化解消に関する参考指標	小 13.5% 中 54.2% 高 16.8% 特支 1.3% 平成30年4～6月の状況について、44校〔小20、中16、高6、特支2≒全体の8%〕を抽出して調査

柱⑪ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する				
・特別支援学校の居住地校交流の実施率	地域での積極的な交流を通じて相互の理解を深めるため	小学部 29.1% 中学部 16.3%	小学部 35% 中学部 20%	年1%程度の増加を目指して設定。
・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校からの特別支援学校または教育事務所専門相談員への相談件数	特別支援学校や教育事務所の相談機能を表す指標として選定。	新規 5,159件 継続 9,368件	新規 5,000件 継続 6,000件	相談機能向上による解決により、継続相談件数を年500件程度減らす一方、新規相談は現状を維持する。
柱⑫ 特色ある学校づくりを推進する				
・年間の学習計画に地域の教育力を生かした学習を位置付けている小・中学校の割合	新学習指導要領において、教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを示していることから。	91.9% (H30)	100%	学校の教育課程を新学習指導要領に合わせて再構築するためには家庭・地域との連携は必要不可欠であることから。

基本施策6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成				
柱⑬ 安全・安心な教育環境を確保する				
・県立学校施設の長寿命化を図るため大規模改修工事を実施した棟数	・県立学校施設に係る教育環境の質的改善、ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を図るため。	3棟	45棟	一定規模(1,000㎡)以上の重要度が高い管理棟・教室棟・体育館を対象に計画的に大規模改修を進める。(9棟/年×5年)
・日本語指導が必要な児童生徒に対して、指導についての計画を個別に作成するなどの取組を行っている学校の割合	・新小学校学習指導要領において、「教師間の連携に努め、指導について計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めることとする(第1章第4の2の(2)のイ)」と示された。	小 52.9% 中 55.2%	小 70% 中 70%	個々の児童生徒に応じて学校全体で組織的・計画的な指導を推進するため、H29年度値から年3%増加を目指す。

(参考指標)		
指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)

(参考指標) ・スクールソーシャルワーカー (SSW)の配置状況	教育と福祉が連携した支援体制の参考指標とする。	巡回型SSWと派遣型SSWにより全県をカバー 巡回型SSW:指定中学校区を定期的に巡回(H30:36 中学校) 派遣型SSW:全県の学校からの要請に応じて派遣。
--	-------------------------	--

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
柱⑭ 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する				
・児童生徒等の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や会議を開催している学校	地域ごとの課題解決を図るため、協力体制整備を進める	87.1% (H28)	100%	地域によって課題が異なるため、それぞれの地域、学校にあった協力体制が必要である。
・避難訓練の実施に際して、「自分自身が主体的に行動する態度」の重要性について指導した学校の割合	児童生徒が自ら状況を判断し、最善を尽くす自助を身に付けさせる	97.3% (H28)	100%	避難訓練は消防法で実施が義務づけられているため、より実践的な取組を進める。
・児童生徒を対象とした防犯教室を実施している小・中学校の割合	不審者の侵入・盗難等の防止に必要な対策を実施する	91.9% (H28)	100%	児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全指導を進める
・児童生徒等の自転車事故発生人数	自ら交通マナーを実施し、交通ルールを遵守する意識や態度を育成する交通安全教育を推進する	1,371人	1,000人以下	群馬県交通安全教育アクション・プログラムにおいてH26を基準とし、H32までに中学生20%、高校生30%削減とすることで、H29の事故数から全体で30%削減を目標とする
基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進				
柱⑮ 幼児期の教育の充実を図る				
・小学校教育との円滑な接続を図るために、保育者と小学校教員が連携を図っている保育所、認定こども園、幼稚園の割合	子どもの発達と学びの連続性を確保するために、小学校教育との円滑な接続を図る必要があるため。	65%	80%	各研修等で、小学校教育との円滑な接続のための具体的な手立てを示し、15%の増加を目標とする。
柱⑯ 家庭教育支援を推進する				
・親への学びの場を提供している団体数	地域に根ざした家庭教育支援が実施されている指標である。	64団体	103団体	年間10%増加×5年間
柱⑰ 学校と地域の連携の協働を推進する				
地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動が行われている小・中学校の割合	学校を核とした地域づくりを推進するために、学校と地域の連携・協働による活動を充実させる必要があるため。	63.7%	90%	現状値に対して、年8%の増加を目標とする。
基本施策8 生涯学習社会の構築				
柱⑱ 生涯にわたる多様な学びを推進する				
・「まなびねっとぐんま」ドメイントップページのアクセス件数(件)	多様な学習機会の情報提供指標として選定	58,798件	73,800件	毎年2,500件の増加を目標として設定
・昆虫の森、天文台の入場者数(2所の合計)	自然体験活動への参加促進を図るため、事業の質的向上に努める。	145,110人 (H27～H29の平均値)	148,000人	現状値に対して、年2%の入場者数増加を目標とする。
・県立図書館におけるレファレンスサービス件数(事柄や事実調査、文献調査等の専門的情報提供サービスの件数。利用相談(書架案内や所蔵調査)は除く。)(件)	県内公立図書館の中核館として、高度なレファレンスサービスの機能を充実させていく必要がある。	6,867件	7,700件	現状値に対して、年2%の増加を目標とする。
柱⑲ 社会教育を推進する				
・「青少年ボランティア養成事業」に係る事業への参加者数(県立青少年自然の家3施設+青少年会館の合計)	青少年の社会性、規範意識を育むため、ボランティア養成事業を充実させていく必要がある。	584人	650人	参加者数は、この3年間減少傾向にあるが、回復を図りたい。

(参考) 策定の経緯

1 策定経過

計画策定に当たっては、教育長及び知事部局を含む関係課室長で構成する「第3期群馬県教育振興基本計画策定委員会」及び外部の有識者等の意見聴取の場として「第3期群馬県教育振興基本計画策定懇談会」を設置し、計画原案を策定しました。

また、検討の各段階において、教育委員会委員の協議を行ったほか、県議会文教警察常任委員会に報告しました。

なお、策定に当たっては、企画会議等に報告し、全庁的な合意形成を図っています。

期日	内容
平成29年 10月23日	県教育委員協議会で第3期計画の策定について協議
平成30年 2月14日	県市町村教育長協議会で第3期計画の策定について説明
3月16日	第1回策定委員会で第3期計画の方向性を検討
3月23日	第1回策定懇談会で第3期計画の方向性を検討
5月22日	県教育委員協議会で骨子案について協議
6月 8日	県議会5月定例会文教警察常任委員会で第3期計画の方向性を説明
4月25日	第2回策定委員会で骨子案を検討
6月11日	第2回策定懇談会で骨子案を検討
8月21日	県教育委員協議会で進捗状況を報告
8月29日	第3回策定委員会で素案を検討
9月10日	策定懇談会【可能性をはぐくむ環境づくり部会】で施策体系と各論を検討
9月13日	策定懇談会【学びのセーフティーネット部会】で施策体系と各論を検討
9月18日	第3回策定懇談会で素案を検討
10月 1日	県議会9月定例会前期議会文教警察常任委員会で素案を説明
10月23日	県教育委員協議会で素案について協議
11月 2日	第4回策定委員会で原案を検討
11月 6日	教育事務所長と教育委員との意見交換会で原案を説明
11月 8日	県市町村教育長協議会で素案を説明
11月14日	県企画会議で原案を説明
11月19日	第4回策定懇談会で原案を検討
11月21日	県教育委員協議会で原案について協議
12月 7日	県議会第3回後期定例県議会文教警察常任委員会で原案を説明
	<今後の策定経過を記載>

2 群馬県教育委員会委員名簿

氏名	役職等
笠原 寛	教育長
小池 啓一	※H30.9.30 教育委員会委員(教育長職務代理者)任期満了退任
藤原 重紀	教育長職務代理者(H30.10.1～)
平田 郁美	
青木 章子	
武居 朋子	
益田 裕充	(H30.10.1～委員就任)

3 第3期群馬県教育振興基本計画策定懇談会委員名簿

氏名	役職等
朝倉 剛太郎	群馬県高等学校PTA連合会 会長
飯塚 敏雄	群馬県中学校長会 書記(前橋市立大胡中学校 校長)
飯塚 宗夫	日本防災士会群馬県支部 支部長
今井 美砂	高崎市吉井公民館 社会教育指導員
今泉 友一	公益社団法人群馬県医師会 理事
岩村 隆志	群馬県PTA連合会 会長
雅楽川 陽子	有限会社COCO-LO 代表取締役
大河原 眞美	高崎経済大学 地域政策学部教授【座長】
大栗 勇一	群馬県高等学校長協会 会長(群馬県立前橋高等学校 校長)
大島 佳織	群馬県特別支援学校PTA協議会 会長
樺澤 徹二	元群馬県スクールカウンセラースーパーバイザー
佐藤 真人	NPO法人ぐんま若者応援ネット(アリスの広場)理事長
関口 雅弘	株式会社上毛新聞社 編集主幹【副座長】
高木 恵一	群馬県小学校長会 書記(前橋市立駒形小学校 校長)
辻 裕里	サンデンホールディングス株式会社 執行役員/I T本部長
土橋 恵津子	群馬県特別支援学校長会 書記(群馬県立あさひ特別支援学校 校長)
中野 秀人	群馬県高等学校PTA連合会 会長
野本 彰一	公益財団法人群馬県スポーツ協会 理事長
長谷川 和俊	長谷川農園 代表
堀口 美奈子	一般社団法人群馬県介護福祉士会 副会長
松原 眞介	群馬音楽協会 会長
松本 博崇	公益財団法人群馬県スポーツ協会 理事長
宮川 亮子	群馬県市町村教育委員会連絡協議会会長(伊勢崎市教育委員)
森本 純生	公益財団法人群馬県私学振興会 理事長